

2008年9月3日

「資本の特徴を有する金融商品」に対する意見について

全国銀行協会

○「付録B 回答者への追加質問」B5に対する回答

B5. 本ディスカッション・ペーパーから発生するその他のあらゆる問題に対して、コメントを提供していただきたい。

会計上の資本項目の変更（特に変更前と比較して「資本（純資産）」の金額が減少し、「負債」の金額が増加する場合等）が他の制度に与える影響は極めて大きく、我が国では法律面や商業取引・金融取引面を含めた各種制度（配当制限、財務比率分析、（金融機関等に対する）自己資本比率規制等の行政監督上の各種の規制、商業取引・金融取引上の契約当事者間の各種の取引要件・コベナント等）との調整を図る必要がある。また、このような調整の必要性は我が国に限られないものとする。

我々はコンバージェンスへの努力の過程で望ましい資本のあり方を探るとともに、必要な調整を図る努力を並行して行っていきたいと考えているが、当該調整は会計や法律関係者だけで済むものではなく、社会的に多種多様な関係者による広範な調整が不可欠である。そのため、会計上の資本項目に関して大きな変更を検討・実施する際は、内容面で当該波及影響にも十分慎重に留意するとともに、検討手続や検討期間・適用猶予期間の面でも当該調整が可能となるように十分な機会・期間を確保していただくことが必須である。

以 上